

岡本の国会での質問

162-衆-予算委員会第三分科会-1号 平成17年02月25日

○河村(建) 主査代理 これにて阿部知子君の質疑は終了いたしました。

次に、岡本充功君。

○岡本(充) 分科員 民主党の岡本でございます。

本日は、外務関係の事項について御質問をさせていただきたいというふうに思っております。

本日、資料の方は配らせていただいておりますが、後ほど質問させていただく事項でございます。まずは北朝鮮との関係について少し私の持論を話させていただいた後、大臣の方からコメントをいただければと思います。

六カ国協議の枠の中で、これまで日本は、北朝鮮に対しての対話と圧力の中での対話を続けていこうという姿勢を貫いてまいりました。また、日朝間の交渉も、これまで小泉総理が二度訪朝するなど精力的に行ってきた中で、残念ながら前向きな対応が得られていない現実はだれしもが認めるところだと思っています。

そういった中で、この国会の中において経済制裁論や、また北朝鮮に対する圧力を強めていくべきであるという声も上がっているのも私は承知しております。

そういった中で、私の考えですけれども、経済制裁というこういう考え、これは実効性の問題、韓国や中国とどういふふうに連携ができるのか、ほかの六カ国協議参加の国の理解をどう得て実効性を高めるのかという問題と、そしてまた、経済制裁というのは日本が抜ける大変大きな刀でありますから、これを抜いてしまったらもう次の打つ手がないということであると、言葉は変かもしれませんが、いわゆる弾切れのような状態になってしまう、次に使う手がない、こういった状況に陥るやもしれません。

そういった中で、非常に難しい判断を政府は迫られていることも重々承知する中ではございますけれども、今後に向けて、やはり北朝鮮に対して実効性ある、いわゆる圧力というものを順次段階を踏んで行っていくべき時期が近づいているのではないかと考えておるんですけれども、ぜひ大臣の方からコメントを一言いただきたいと思っております。

○町村国務大臣 委員御指摘の拉致の問題、五名の方々が帰国をされ、さらにその御家族も帰国をされ、ここまでは、ある意味では私はこの問題、そもそも拉致問題は存在をしないと言っていた国が、北朝鮮がこれを認め謝罪した上で帰還を実現した、ここはよかったと思うのでございますが、問題は安否不明者の問題でございます。

昨年来、ずっと実務者の協議、あるいは証拠等を渡すということで先方は対応してきたわけですが、結果として遺骨がにせものであったということに象徴されるように、まことに説得力の全くない不誠実な対応しかしてこないということに、私どもは大変腹立たしい思いをしているところであります。

昨年の年末にも、こういう対応が続くのであれば厳しい措置をとらざるを得ないということも既に伝えてあるところであります。これに対して、一月ですか、備忘録なるものを先方が出してきた、それに対して私どもが反論をしたところ、また昨日、中国にある大使館を通じてまた先方が意見を言ってきたということでありまして、まことに遺憾な反応であるな、こう思っております。

私どもとしては、日朝平壤宣言に基づいて、まずこの拉致問題をきちんと解決しながら、同時に、核、ミサイル、こういう問題を包括的に解決し、そしてその先には日朝国交正常化というものを視野に置きながら取り組んでいこうということだったのですが、出発点でもうつまづいているというのが今の現状であります。

ですから、私どもは、この拉致問題を解決するために、いつまでもただただらだらと待っているわけ

にもまいらないということもありますので、政府部内において、どういう経済制裁の手法があるかということ、まあいろいろな部局にまたがるものですから、それを今検討しているという状況でございます。

かたがた、ちょうど今、六者協議再開という話が出てまいりました。もうこれをおくらす理由は全く何一つないんでありますが、また、条件を整えればどうも言ったらしいんでありますが、そういう形でまた引き延ばし作戦を図っている。真意のほどは本当によくわからないのでありますが、今、この六者協議再開という非常にデリケートな時期でもあるだけに、私どもは、まずそれを今一生懸命やる。国内においては、そういった制裁をどういう形で実効性あるものにするかということについての検討を今進めているということで、今後、北朝鮮の出方を見ながら最も適切な対応を図っていきたい、かように考えているところでございます。

○岡本(充)分科員 今、制裁の検討を政府で進めてみえるようでございますから、ぜひ前向きに、そしてなおかつしっかり実効性のある、そういった制裁を、まずは案を示す、これをアナウンスするだけでも一つまた大きな前進だと私は思います。一步一步を進めていきながら、本当に、最後に抜いてしまえば、今お話したとおり、これで次に抜けるものはないというような状況になってしまつては、向こうにまた大きな一手を打たれるかもしれませんので、そういった観点で進めていただきたいと思ひます。

そして、本日は、その北朝鮮の問題とまた密接にかかわります、いわゆる中国におきます国籍不明者、もしくは脱北者と言うべきでしょうか、こういった方々が、今月も二十四日に八人駆け込んだと。昨年も十二月に七人ですか。そして今回、四回目の駆け込みだというような話、北京の日本人学校であったというような報道もなされました。

その直後ですけれども、谷内次官がおっしゃってみえました、脱北者の人数の公表が駆け込みを誘引するのではないか、だから今後人数の発表をしないという方針を出されました。また、私が、実は去年の質問主意書という方法で御質問をさせていただきました。脱北者の現状、こういった方が、どのくらい的人数が、そしてそれにかかわるお金がどのくらいかかっているのか、そしてまた、その方々がこういった国々に行かれているのか、こういった情報をいただきたいということで私はお願いをしましたが、こちらについてははっきりと御答弁をいただけませんでした。外交上の配慮にかんがみてということでございますけれども。

私は、脱北者支援のあり方や、その是非について、やはり国として議論をしていくべきだ、国内で議論をするべきだと思ひますし、国民の皆様方に御説明をして、日本がこういった人道問題に対しての取り組みをどういふふうにするのかを説明していく必要があるのではないかとこのように考えるわけなんです。

最初にも申し上げたとおり、人数を公表したから、今回は八人駆け込みました、今回は七人駆け込みましたというこの話が、では果たしてそれを聞いて駆け込みをしようと思ふのか。私は、やはり日本という経済的に発展したこの国に魅力を感じる、もしくはアジアの一つの大きな国だと信じるに足るいろいろな要素があるから脱北者の方が駆け込むのであって、人数を公表されるから駆け込むわけではないと考えるわけなんですけれども、それについてぜひ御答弁をいただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 中国にあります日本以外の国々の在外公館、大使館等があるわけですが、そこに保護されている脱北者が例えばよその国に出国をするというようなことについて、その事実を公表している例というのはないんです。日本だけがそれを今公表してきたということでございます。

その理由はというと、確かに、一つは侵入を誘発するということもあろうかと思ひますし、現実には、やはり中国も、あるいは最終的には大部分の方はやはり韓国に出国をするということになるんだろうと思ひますが、その逐一の動きを明らかにしてほしくないという強い話があるんです。

したがいまして、私どもとしては、この脱北者の人権というものを考えたとき、できるだけ摩擦が中国においてもあるいは韓国においても生じない形で、それらの脱北者の方々の希望を実現することが大切なんだろうというふうに私どもは考えまして、そういうことを考えたときに、すべてを公表するということが決して、現実的に脱北した人たちのその後の行動というものを円滑に進めることが、かえって公表しない方がスムーズに行く、こういうふうに私どもは判断をしたものですから、そうしたことについての公表はしないということにしたわけでございます。

例えば、先般、日本人学校にも実は脱北者と思われる方々が来た。もう日本人学校も実は大変困っております、実は、日本人学校から大使館に当然移送されたわけですが、日本人学校そのものがそういう場所であるという認識をされるのが、静かにみんな勉強しようと思って子供たちが来る場所なのに、いわば、そういう駆け込み寺的存在になることは非常に日本人学校としても迷惑であるという校長先生の談話が、その事実が起きた後に出されているといったようなことも実はあるわけでございます。

そういったことなどを考えたときに、私どもは、ここは少し静かに対応した方がいいのかな、こう考えるに至った次第でございます。

○岡本(充)分科員 今言われましたとおり、中国は、脱北者の駆け込みという事態を、最近では治安を乱す違法行為と神経をとがらせてきた、こういうようなコメントを私も聞いておりますけれども、中国への配慮は確かにあるのだろうと私も推察します。

しかし、今言われましたけれども、日本人学校に駆け込んでこられる、これが、公表をしなかったからといって、駆け込みがふえるとか減るとかというようなたぐいではないのではないかと。要するに、公表をしていようと公表をしていなかろうと、ここで例えば、日本政府が、八人駆け込みました、十人駆け込みました、何月何日駆け込みましたというような事実を公表すると、まあ確かに、あそこには駆け込めるのかなと思う人も出てくるかもしれませんが、その情報がなくても、皆さんが考える、脱北者の方が駆け込もうと思われるところは、やはり現実的には限られているわけございまして、駆け込んでくる、こないということに関して言えば、公表することがその誘引にはつながらないのではないかとということを私は指摘させていただいて、次の質問に移りたいと思います。

中南米のことについて、きょうはちょっと御質問をしたいと思っております。

昨年、私は、中南米を訪問させていただきまして、ブラジルとペルーでございますけれども、その両国の経済関係の皆さん、また一般の大学生の方などとお話をさせていただく機会を得ました。

御案内のとおり、ブラジルは、そしてまた、その次にペルーが、日系人がたくさん移住をされておられて、日系人の方もたくさんいらっしゃるし、日本に対しての関心も非常に高い国であるのは事実なんです。こういった国々。また、中南米諸国というと、距離は遠いながら、日本とは経済的に言うと、銀や銅といった非鉄の鉱物、それからまた畜産関係や水産物、ペルーの沖なんかはいい漁場だそうなんです。こういったところがある中で、これから日本といわゆるEPA、FTA交渉を進めていきたいという意向を持っているやに伺っています。

一月に、チリとはFTA、EPA交渉の可能性を検討する会議がスタートしたということもお聞きしておりますけれども、今後、そのほかの国を含めて、中南米諸国とのEPA交渉の進め方、またその方針について御説明をいただければと思います。

○町村国務大臣 いろいろな国から、日本とEPA、FTAをやろうというお話があります。例えばスイスとか、世界のいろいろなところから参りまして、私どもも少し頭の整理をしないと、これは、ばらばらばらやっていたのでは、正直言って結構事務作業がなかなか大変なんです。

外務省の定員はなかなかふえませんが、いわば条約をつくるというのは結構手間暇もかかるという実務的なこともございますが、やはり、言ってきたからやるというだけではいかにも芸がないのではないかとということもあり、今年の十二月に今後の経済連携協定の推進についての基本方針というものを関係閣僚が集まって定めたところであります。

その中で、私どもとしては当面、今、フィリピン、タイ、マレーシア、韓国、多少早い遅いは出てくるかもしれませんが、そこを交渉を開始あるいは開始しようとしているということでございまして、主として今、ASEAN、東アジアを中心にやっ払い、限られた人材、能力、エネルギーをできるだけそこを中心にやっ払いということにしております。

ただ、そうはいっても現実にもう昨年メキシコと締結をいたしまして、この四月一日から発効をする。それから、チリとも勉強を始めようということで、昨年小泉総理が行かれた折に、その勉強会の立ち上げを決めたところでございます。さらには、実は中南米諸国ともう過去六回やっておりますけれども、日・メルコスール高級事務レベル協議という場がございまして、貿易あるいは投資の円滑化のための取り組みというものもずっとやってきております。

そういう形で、EPAばかりではなくて、さまざまな形で、それぞれの国との経済関係をより強化していくための取り組みはこれからもしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

○岡本(充)分科員 私には実は農林水産委員会に今出させていただいております、そちらの方で、日本の食糧自給率を上げようじゃないかということを実際に議論して、私もそう思っています。

そういった中で、必ずしも、外国産の食物が、穀物に限らず畜産、水産物含めてですけれども入ってくる、どんどん入ってくるというような形になることは私は歓迎をするわけではありませんけれども、ただ、中南米諸国との関係を、昨年小泉総理が訪問されたブラジルでお話をされたとおり、新パートナーシップ構想を持って進めていこう、こういうお話をされている中でございますし、また先方からの非常に熱いまなざしを受けているというのを私もひしひしと感じておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思っております。

そういった中で、この新パートナーシップ構想の中での若者の交流、こういったことが一つのテーマになっておりました。今後五年間で四千人を招聘する、こういった話が出ておるようでございますが、国費留学だとか招聘だとか、こういったような形での訪問もあります一方で、個人的に中南米の若い人、まあもちろん経済的な事情で、なかなか航空券も高いですから、そう簡単に来れないのも事実ですけれども、若い方が日本に来ていただける。ちょうど折しも日本は万博があります。私の地元の愛知県で三月から始まりますけれども、こういった、万博に来るかどうかは別として、日本に来ていただける、もしくは日本に関心を持って、決して遠い国ではないというふうな考えを持っていただけるような取り組みをしていく必要があるのではないかと。

ちょうどペルーで私が大学生の方とお話をしたときに、やはり、アメリカには何とか行こうかなという思いを持つけれども、残念ながら日本はちょっと、なかなかクローズなイメージがあると言ったら失礼ですけれども、私たちが行ってもなかなか受け入れてもらえないんじゃないか、入国できないのではないかと、こういったお話をしていました。

昨日ちょっと資料をいただいたのですが、そういった中で見させていただくと、ビザの問題で、ここからちょっと細かな話なんですけれども、ブラジルやペルーの方が来られるときには、日本、本邦滞在中の一切の経費の支弁能力が明らかになる資料を疎明書類として添付するように、こういうふうになっています。

こういったものがどうも一つネックになっているというふうに聞いておるのですが、具体的に「申請人が経費を支弁する場合には、我が国において支払可能なことを証する文書」とはどういったものを、もしくは支払い、このくらいの例えば預金残高が必要だとかそういうものが、明確な数字があるのでしょうか。お知らせいただきたいと思っております。

○鹿取政府参考人 今御質問のケースは、例えばブラジルの方が短期滞在で日本に来る、その場合は九十日以内は滞在できます。その場合、短期査証が必要となります。主に観光等で来る場合はこの査証をとることになります。

その場合には、やはり我々としては一定のチェックは必要なものですから、旅行に行つて航空券を持っているとか、それで、今おっしゃったものについては、もしも就職されている方であれば、

企業に働いているということと給料の証明書、また就職されていない方でも銀行残高、あるいはもしも未成年の方であれば別に御両親の就職証明とか給料証明、そういうものを見せていただいている、こういうことでございます。

○岡本(充)分科員 済みません。具体的に幾らぐらいの残高証明があれば来れるんですか。日数にもよるんでしょうけれども、日数掛ける幾らとか、そういう意味で。

○鹿取政府参考人 ちょっと私、正確に今幾らとは申し上げられないんですが、考え方といたしましては、例えば一週間滞在するという日程で来られる場合には、やはり一週間日本に滞在できる合理的な金額の預金証明書とか、勤めておられる方であれば、給料をもらっているわけですから、はるかにそれよりも高い収入を証明できるかもしれませんけれども、その旅行日程に照らしまして、ああこれなら大丈夫だということを我々の査証官が判断しているところでございます。

したがって、旅行の規模とか日数によって若干異なる面はございます。

○岡本(充)分科員 今言われた、金額がひとつはっきりしないところがあるようなんですね、大学生の方に伺うと。やはり日本に行くためのビザ、観光、短期滞在も含めて一体どのくらいのお金が要るんだ、日本は高いらしいけれどもどうなんだ、こういうふうに言われると、私も具体的な数字をその場で答えられませんでした。

日本と若い方の交流を進めていくのであれば、ぜひそういったアナウンスメントもしていただいて、具体的に幾らかということを含めて、一度、資料があればまた要求をしておきたいと思います。あればください。

そして、私、きょうお配りした資料なんですけれども、中南米から来ている人たちが、今度は働いている人ですけれども、一番上の資料です。外国人労働者の数としては、もちろん日系人が多いからではありますけれども、実は東アジアとほぼ同じぐらいの数が中南米から日本に働きに来ている、こういう事実があります。

そしてまた、今お話をさせていただきましたけれども、実際に中南米から来られている方の数が非常に多いというのは、この三枚目の紙、私の地元、稲沢市の例で恐縮でございますけれども、本年の一月三十一日現在と二月一日現在、ほぼ同じ日ですけれども、こちらについて、外国人登録者数、そしてまた、その中でどういった国々が多いかというのを書かせていただきました。ブラジルが極めて多い。中国や韓国や、こういった東アジアの近い国よりも、フィリピンよりもはるかに多く、そしてペルーもこれに匹敵するぐらい多いという事実があります。

こういった日系人の方も来られている、こういった現状ですが、ほとんどの方はやはり日系人なんです。それ以外の方がなかなか来れない。そしてまた、実はこれはその中での内訳ではないんです。また一枚目に戻るんですけれども、在留資格別の外国人労働者という、「就労の制限なし」、これは日系人を意味していると私は思いますけれども、この数が多いということもその裏づけだと思っています。

そういった中で、私は、専門的な技術を持っている分野の外国人労働者、優秀な外国人、優秀など言っても失礼ですけれども、いろいろな意味で才能をお持ちの外国人の方をいかにこの日本にお連れすることができるか。資源が少ない日本において、知的な意味での資源を、知的な意味での日本の国力をもっと高めていくためには優秀な人たちが必要なんじゃないか。

私はもともと医療の分野出身でございますから、医療の話で恐縮でございますけれども、日本の医薬品が非常に高騰している理由の一つに、日本でいい薬がなかなか開発できない、日本で治験をする、例えば治験をするそのデザイナーがいらないんですね。そういった中で、なかなか日本で新薬が承認されるようないい研究がなされない、そういった現実があるのも事実です。

専門的、技術的分野の外国人労働者の受け入れについて、きょうは厚生労働省の方から来ていただいていると思いますので、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○大石政府参考人 我が国はこれまでも、専門的、技術的な外国人の労働者につきましては、今先生御指摘のありましたように、社会の活性化あるいは国際化、こういった観点から積極的に受け入れていこうということで、そういった基本的態度をこれまでもとってきたところでございます。他国と比べましても、こういった専門的、技術的な労働者については数量枠といったものも設けないといったようなことで、各国と比べてもその点は非常にすぐれた形をとっているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こういった基本姿勢で今後とも我々も臨んでまいりたいというふうに思っております。

○岡本(充)分科員 それで、最初の表に戻るんですけども、いろいろな労働者がかなりふえてきている現状があるんです。いろいろな、これは就労目的別外国人なんですけれども、これで見ると、やはり研究、教育というのは余り人がふえていない。その一方で、さらに特筆すべきは、医療の分野は減ってきているんですね。これは、この中で見ていただいても特筆すべきことだと私は思っています。

そういった中で、規制改革・民間開放推進会議の一次答申で、我が国の医師国家資格を有する外国人医師について、我が国の医師と同様の役割を負わせるべく、就労制限の撤廃について結論を得たというふうに聞いております。今後、これから先は厚生労働省の医政局との話になってくるのかもしれませんが、ただ、今後、民間開放推進会議の中で引き続き優秀な外国人受け入れの促進を検討していく、こういった考えがあるのか、強い決意をお持ちであるのかどうかについて、少し答弁を求めたいと思います。

○田中政府参考人 今御指摘のありましたとおりに、昨年十二月に規制改革・民間開放推進会議で第一次答申を取りまとめました。

その中におきましては、現在、大学卒業後の六年間、研修目的である、あるいは僻地における勤務のみが認められているという状況でありましたのを、医療分野の国内労働市場及び医療提供体制の合理化への影響を勘案し、外国人医師移入の急増に対し、受け入れ枠の設定等適宜必要な措置を講ずることも考慮しつつ、このような就労制限を撤廃すべきというふうに盛り込んだところでございます。

この答申を受けまして、政府は、十二月にいわゆる最大限尊重閣議というのを行ったところであり、今の件につきましても、本年三月に予定しております規制改革・民間開放推進三カ年計画の改定に盛り込み、同施策が確実に実施されるようフォローアップしていくということでございます。

今後のことではございますが、規制改革・民間開放推進会議は三年間のマニフェストで審議を行っておりますが、審議事項につきましては、今後、同会議において検討していくことになるかと存じております。

以上でございます。

○岡本(充)分科員 ぜひ、私、たくさん受け入れろと言っているわけではないんですけども、前向きな議論をしていただいて、優秀な人材が日本に来る。今ちょっとお話しさせていただきましたペルーの方も言っていた。日本に行っても、研究をして大学院を出ても、日本でなかなか就職できないじゃないか、結局は帰れと言われてしまう。こういう現状が、アメリカでは、何とか頑張れば、職を探してそこで暮らしていけるようになる。こういった将来性を見込んで、アメリカなら行ってみようという優秀な方が行く。こういうような現状になっているということを、ひとつ私は指摘をさせていただきたいと思っております。

今、最初からいろいろお話をさせていただきましたけれども、日本の国際貢献というか、日本が世界で名誉ある地位を占めたい、こういう憲法の前文があるわけですけども、こういった地位を占める方法はいろいろあると思います。日本が今イラクやアフガニスタンで協力をしていることのみならず、今お話をさせていただきました人道支援の問題もそう、そしてまた今の教育や、そして若

い人の交流を通じての日本の特徴の発揮もそうでございます。

こういったいろいろな多岐にわたる手段を通じて、ぜひ日本が名誉ある地位を占めて、アメリカが世界の警察だというなら、こう言うてはあれですけども、日本は世界の救急車というか、日本の、いろいろな意味での人道援助もしましょう、そしてまた、非常に困っている人がいたらそこに行きましょう。こういったような形で、日本がひとつ名誉ある地位を占めて、外務省の悲願でもございます国連の安全保障理事国のいすを確保できますように、私も強く祈念を申し上げているところでございます。

最後に大臣から、今までの議論を通じて、総括をいただければ幸いです。

○町村国務大臣 貴重な御意見をどうもありがとうございました。特に、この医療職の方が減っているというのは、人数がもともと少ない上に減っているというのは、今改めてびっくりしたところでございますが、やはり、世界の方々、また特に世界の若い人たちが、あの国に行ってみたい、あの国に行くと夢があるというような魅力ある日本にする努力というものは大変に必要なことだろうと思えますし、その際に制度的なバリアができるだけ少ない方がいい、私もそう思っておりました。委員の御意見に深く共鳴を覚えたところでございます。

○岡本(充)分科員 どうもありがとうございました。終わります。